

在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校 学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本校は、在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校（以下「学校」という）。

(所在地)

第2条 学校は、中華人民共和国北京市朝陽区将台西路6号に置く。

(目的)

第3条 学校は、中華人民共和国に在住する日本人子女を対象に、教育基本法及び学校教育法に準拠し、日本における小学校及び中学校と同等の課程による教育を行うことを目的とする。

第2章 学校運営理事会

(管理運営)

第4条 学校の管理運営を行うため、学校に学校運営理事会を置く。

2 学校運営理事会は、次の各号に掲げる事項その他の学校の管理運営に関する全ての権限と責任を有する。

- (1) 学校の管理に関すること
- (2) 財産の管理に関すること
- (3) 学校の予算及び決算に関すること
- (4) 派遣教員の派遣要請に関すること
- (5) 学校が雇用する教職員の任免その他の人事に関すること
- (6) 児童生徒の入学、編入学及び退学に関すること
- (7) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること
- (8) 教科書その他の教材の取り扱いに関すること
- (9) 校舎その他の施設、教具及び設備の整備に関すること
- (10) 学校が雇用する教職員の研修に関すること
- (11) 学校の安全、保健、厚生及び福祉に関すること
- (12) 学校の環境衛生に関すること
- (13) 在中華人民共和国日本国大使館、中国日本商会、北京日本倶楽部等の機関への対応に関すること

3 学校運営理事会は、校長に次の各号に掲げる職務を委任する。ただし、学校運営理事会は必要に応じて校長から現状の報告を求めるとともに、指示、命令、指導及び助言を行う

ことができる。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 児童生徒の出席状況を明らかにしておくこと
- (3) 指導要録の作成
- (4) 児童生徒の懲戒
- (5) 卒業証書の授与
- (6) 授業の終始時刻の決定
- (7) 進学児童生徒の調書等の送付
- (8) 学校が雇用する教職員の人事に関する意見具申
- (9) 伝染病予防のための出席停止
- (10) 教職員の勤務時間の割り振り
- (11) 教職員の年次休暇及び特別休暇の承認
- (12) 教職員の出張命令
- (13) 教職員の時間外勤務命令
- (14) 校舎その他の施設、教具及び設備の日常的な整備
- (15) その他学校運営理事会が委任することが適当であると決定した事項

(学校運営理事)

第5条 学校運営理事会は、次の各号に掲げる学校運営理事により構成する。

- (1) 中国日本商會が推薦する者12名
- (2) 北京に駐在する日本の報道機関が協議して推薦する者1名
- (3) 在中華人民共和国日本国大使館員であつて、在中華人民共和国日本国特命全權大使が指名する者2名
- (4) 第38条に定める保護者委員会の代表者1名
- (5) 校長

(任期)

第6条 学校運営理事の任期は1年とする。ただし、任期途中に就任した学校運営理事の任期は、前任者の残任期とする。

2 学校運営理事は、再任されることができる。

(学校運営理事長及び学校運営副理事長)

第7条 学校運営理事会に、学校運営理事長及び学校運営副理事長2名を置く。

- 2 学校運営理事長は、学校運営理事の互選により選出する。
- 3 学校運営理事長は、学校を代表し、学校運営理事会の業務を総括する。
- 4 学校運営副理事長は、学校運営理事長を助け、学校運営理事長の不在時に、学校運営

理事長の職務を代行する。

(名誉学校運営理事長及び名誉学校運営副理事長)

第8条 学校運営理事会に名誉学校運営理事長及び名誉学校運営副理事長を置き、在中華人民共和国日本国特命全権大使及び特命全権公使又は次席公使が、それぞれこれに当たる。

(会計担当学校運営理事)

第9条 学校運営理事会は、学校運営理事のうちから会計担当学校運営理事1名を選任する。

2 会計担当学校運営理事は、学校の会計事務に関し、指導・助言を行う。

(監事)

第10条 学校運営理事会に監事1名を置く。

2 監事は、学校運営理事長が委嘱する。

3 監事は、学校財産及び出納を監査し、その結果を学校運営理事会に報告する。

4 監事は、学校運営理事会に出席し、意見を述べることができる。

5 第6条の規定は、監事に準用する。

(会議)

第11条 学校運営理事会の会議は、原則として1か月に1回開催する。

2 学校運営理事長が必要と認めるとき又は学校運営理事の3分の1以上から請求があったときは、臨時の会議を開催する。

3 学校運営理事会の会議は、学校運営理事長が主宰する。

4 学校運営理事会の会議は、学校運営理事の過半数の出席で成立し、議事は出席する学校運営理事の過半数の賛成により決する。

5 前項において、学校運営理事の委任を受けて代理出席した者は、出席する学校運営理事とみなす。

(審議決定事項)

第12条 学校運営理事会は、次の各号に掲げる事項について、審議し決定する。

(1) 学校の管理に関する事

(2) 財産の管理に関する事

(3) 学校の予算及び決算に関する事

(4) 派遣教員の派遣要請に関する事

(5) 学校が雇用する教職員の任免その他の人事に関する事

- (6) 児童生徒の入学，編入学及び退学に関すること
- (7) 学校の組織編成，教育課程，学習指導，生徒指導及び職業指導の基本的な方針に関すること
- (8) 教科書その他の教材の取り扱いの基本的な方針に関すること
- (9) 校舎その他の施設，教具及び設備の整備に関すること
- (10) 学校が雇用する教職員の研修に関すること
- (11) 学校の安全，保健，厚生及び福祉の基本的な方針に関すること
- (12) 学校の環境衛生の基本的な方針に関すること
- (13) 在中華人民共和国日本国大使館，中国日本商会，北京日本倶楽部等の機関への対応に関すること
- (14) その他学校の管理運営に関する重要事項

第3章 課程及び休業日

(課程及び修業年限)

第13条 学校には，小学部及び中学部を置く。

- 2 小学部においては，日本における小学校と同等の課程による教育を実施する。
- 3 小学部の修業年限は6年とする。
- 4 中学部においては，日本における中学校と同等の課程による教育を実施する。
- 5 中学部の修業年限は3年とする。

(学年及び学期の終始期)

第14条 学校の学年は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を分けて，2学期とし，各学期の期間は以下のとおりとする。ただし，特に必要があると認められる場合には，校長は学校運営理事会の承認を経て各学期の期間を変更することができる。

前期 4月1日 から 9月30日まで

後期 10月1日 から 3月31日まで

(休業日)

第15条 学校の休業日は，次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 夏季休業 7月下旬から9月上旬までの間で，年間行事計画で定める日。ただし，40日以下の日数とする。
- (4) 冬季休業 12月下旬から1月上旬までの間で，年間行事計画で定める日。ただし，15日以下の日数とする。

- (5) 春季休業 3月中旬から4月中旬までの間で、年間行事計画で定める日。ただし、30日以下の日数とする。
- (6) その他 国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び中華人民共和国の祝日を考慮し、年間行事計画で定める日
- 2 前項に規定する休業日の期間は、特別な事情があると認められる場合には、校長が学年の途中において変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期間を明らかにし、学校運営理事会の承認を得なければならない。
- 3 校長は、年間行事計画において休業日を定める際には、授業日について190日以上の日数を確保しなければならない。

(非常変災による臨時休業)

第16条 非常変災その他急迫の事情があるとき又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合、校長は授業を行わない期間及びその理由を学校運営理事会に報告し、学校運営理事会の承認を得なければならない。

第4章 教育課程等

(教育課程)

第17条 学校の教育課程は、学校教育法施行規則及び学習指導要領に規定する各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動によって校長が編成する。

(課程修了の認定)

第18条 各学年の課程の修了は、児童生徒の平素の成績を評価し、学年末において校長が認定する。

(卒業)

第19条 前条の規定により、児童生徒が学校所定の小学部又は中学部の全課程を修了したと校長が認めるときは、卒業証書を授与する。

第5章 入学、退学及び懲戒

(入学及び編入学)

第20条 学校に入学することができる者は次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 相当学齢に達していること
- (2) 日本国籍を有していること
- (3) 日本国籍者として中華人民共和国又は北京市より外国人居留許可を得ていること
- (4) 中華人民共和国の国籍を有していないこと

- (5) 授業等に支障のない程度の日本語能力を有すること
 - (6) 個人による傷害保険に加入していること
 - (7) 保護者の少なくとも1人が日本国籍を有していること
 - (8) 保護者が、入学を希望する児童生徒と同居していること
 - (9) 保護者が、電話連絡網等において、他の保護者との意思疎通に支障のない程度の日本語能力を有すること
- 2 前項第3号の外国人居留許可を得ていないことに正当な理由があると認められる者であって、北京市教育委員会による学校入学に係る事前の承認を得た者は、同号の外国人居留許可を得ているとみなす。
- 3 学校の小学部第2学年以上に編入学することができる者は、第1項の各号の全てに該当する者であって、相当年齢に達し、前学年の課程を修了又は修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学手続き)

第21条 学校の入学手続きは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校に入学しようとする者は、学校の定める入学申込書、入学誓約書、入学を希望する児童生徒及び保護者のパスポートの写し並びに居留許可証の写しその他の書類に必要事項を記載して提出しなければならない。
 - (2) 前号の手続きを終了した者に対して、前条第1項各号の要件に合致しているか確認を行い、全てに該当することが認められた者に対して、校長が入学を許可する。
 - (3) 学校に入学を許可された者は、入学許可の日から1週間以内に第27条に定める入学金及び第28条に定める授業料のうち四半期分を納付しなければならない。
- 2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、校長は入学の許可を取り消すことができる。
- 3 前条第1項第3号に定める居留許可について、居留許可の申請手続き中であり、入学又は編入学を希望する時点で居留許可が認められていない者に対し、校長は仮入学を認めることができる。
- 4 仮入学の期間に学校で履修した内容は、正規に履修したものとは認めない。ただし、居留許可が認められ、正式に入学を認めた場合には、仮入学を認めた時点に遡って正規に履修したものとする。
- 5 仮入学の期間は、原則として60日以内とする。
- 6 第20条第1項の各号に定める要件を満たす者であって、心身に障害がある児童生徒の入学及び編入学については、第39条に定める特別支援教育委員会で協議の上、決定する。

(授業等の受講)

第22条 校長は、学校に入学を希望する児童生徒について、学籍を異動せずに本校の授業等を受講することを認めることができる。

2 前項に定める授業等の受講をする者からの費用の徴収については、別途、体験入学授業料規則に定める。

(退学)

第23条 児童生徒が退学しようとするときは、その理由を明記した文書を、保護者連署の上学校に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第24条 児童生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるときその他必要があると認めるときは、校長は、その児童生徒の保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

2 次の各号に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、校長は、学校運営理事会の承認を得て、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

(1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 教職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 前項の規定により出席停止を命じる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

4 第2項の規定により出席停止を命じる場合には、児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(懲戒)

第25条 児童生徒がこの学則その他学校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長はその児童生徒に対して訓告又は退学の懲戒処分を行う。ただし、退学を行うときは、あらかじめ学校運営理事会の承認を得なければならない。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席しない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他児童生徒としての本分に反した者

第6章 収容定員

第26条 学校の収容定員は小学部550人，中学部150人とする。

第7章 入学金及び授業料

(入学金)

第27条 学校の入学金の額は長子（学校に入学を希望する児童生徒について，兄弟姉妹がいる場合はその兄弟姉妹のうち，最初に入学する者をいい，兄弟姉妹がいない場合は当人をいう。）は15,000元，長子以外は9,000元とする。

2 入学金の徴収の方法等については，別途，入学金規則に定める。

(授業料)

第28条 学校の授業料は，年額28,800元とし，四半期ごとに徴収する。

2 授業料の徴収の方法等については，別途，授業料規則に定める。

第8章 学校職員

(職員)

第29条 学校には，校長，教頭，事務局長，教諭，養護教諭及び事務職員を置く。

2 校長，教頭及び教諭は，文部科学大臣が委嘱発令した者とする。

3 学校には，予算の範囲内において，学校運営理事会の承認に基づき，講師，業務員，スクールカウンセラー，医師，看護師又は警備員を置くことができる。

(職員の職務)

第30条 校長は，学校運営理事会の管理の下，校務をつかさどり，所属職員を監督し，必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。

2 教頭は，校長を助け，校務を整理し，必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。校長に事故があるときはその職務を代理し，校長が欠けたときはその職務を行う。

3 事務局長は，校長を助け，財産管理及び出納をつかさどり，その他学校の運営に必要な事務を統括する。

4 教諭は，児童生徒の教育をつかさどる。

5 養護教諭は，児童生徒の養護をつかさどる。

6 講師は，教諭に準ずる職務に従事する。

7 事務職員は，事務に従事する。

8 業務員は，教育環境整備，湯茶業務，公用車の整備及び運転等の業務に従事する。

9 スクールカウンセラーは，学校教育相談に従事する。

10 医師及び看護師は，学校における保健管理に関する専門的事項に関し，技術及び指導に従事する。

11 警備員は，学校内外の警備に従事する。

1 2 その他職員の就労に関する規則等は、別途、服務規則に定める。

(職員会議)

第31条 校長の職務の円滑な執行に資するため、学校に職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第9章 財務

(収入)

第32条 学校運営の財源は、日本政府援助金、入学金、授業料、寄付金、海外子女教育振興財団補助金、体験入学授業料、施設使用料その他の収入をもってこれに当てる。

(予算及び決算)

第33条 校長は、学校運営理事会の決定に基づき予算を執行する。

2 第35条に定める毎会計年度終了後、校長は決算を作成し、監事の監査を受け、学校運営理事会に報告しなければならない。

(寄付金)

第34条 寄付金を受領した場合の該当寄付金の用途は、学校運営理事会において定める。

(会計)

第35条 学校の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 その他会計に関する規則は、別途、会計規則に定める。

(資産管理)

第36条 資産(2,000元以上の有形・無形固定資産)は、資産台帳にて適切に管理する。

2 その他資産管理に関する規則は、別途、資産管理規則に定める。

第10章 施設使用

第37条 学校の施設は、社会教育その他公共のために使用させることができる。

2 その他施設使用に関する規則は、別途、外部団体等による施設使用規則に定める。

第11章 保護者委員会

第38条 学校の運営及び学習指導に対し、保護者の協力を得るとともに、保護者の意思を適切に反映させることを目的として、学校に保護者委員会を設置する。

2 保護者委員会の組織及び運営に関する規則は、別途、保護者委員会規則に定める。

- 3 保護者委員会は、必要に応じて学校運営に関する意見を提出する。

第12章 特別支援教育委員会

第39条 全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の入学並びに編入学に係る審査、実態把握や支援内容の検討等を行うことを目的として、特別支援教育委員会を設置する。

- 2 特別支援教育委員会の組織及び運営に関する規則は、別途、特別支援教育委員会規則に定める。

第13章 安全管理

(安全管理マニュアル)

第40条 児童生徒及び教職員の安全を守るため、安全管理マニュアルを作成する。

- 2 安全管理マニュアルは、全ての学校運営理事及び教職員に周知する。
- 3 安全管理マニュアルは、必要に応じて学校運営理事会が改定する。

(通学安全)

第41条 保護者は原則として、その児童生徒の通学時における安全確保について責任を負うものとする。

- 2 保護者委員会は、児童生徒の通学に係る情報を事前に取りまとめ、学校と情報を共有し、学校は児童生徒の通学時における安全確保を支援する。
- 3 学校職員は、児童生徒の通学時における安全確保を支援するため、学校周辺における児童生徒の誘導及び通学用車両の把握や交通整理を行う。

(第三者委員会)

第42条 児童生徒又は教職員の生命に関わる重大事故が発生し、事故原因の究明が必要な場合、学校に第三者委員会を設置する。

- 2 第三者委員会は、事故原因の究明に当たり、調査結果を速やかに学校運営理事会に報告する。

(校舎安全検査及び補修工事)

第43条 校舎老朽化による事故を防止し、校舎の安全性を確保するため、定期的に検査及び補修工事を行う。

- 2 前項の検査及び補修工事の方法等に関する規則は、別途、校舎安全検査及び補修工事規則に定める。

(建物診断作業)

第44条 前条により実施された校舎安全検査の結果及び専門家の助言を踏まえ、校長は校舎の施設設備の各年度の補修工事計画案を作成し、学校運営理事会の承認を得なければならない。

第14章 その他

第45条

この学則の施行に関し必要な事項は、学校運営理事会が定める。

(学則の改正)

第46条

本学則の改正は、学校運営理事会の審議決定をもって行う。

2021年 4月 1日制定

2021年 5月17日改定

2021年 9月14日改定

2023年 2月13日改定